

= 研修・講習会 =

第133期技術講習所受講生募集のご案内について

1. 募集種目

一級小型自動車（A課程）・二級ガソリン・三級ガソリン・自動車車体

2. 募集人員

種目	募集人員数
一級小型自動車（A課程）	20
二級ガソリン	40
三級ガソリン	40
自動車車体	20

（受講希望人員10人未満の場合は、開講しない場合があります。）

3. 受講申込み

①申込期間 **4月12日（金）**

②受講申込み方法 受講希望者は受講申請書（教育課窓口にあります）に必要事項を記入のうえ受講料を添えてお申し込み下さい。

受講者の都合により未受講となった場合、受講料の返却はいたしません。

4. 受講料

種目		受講料	備記
一級小型自動車 (A課程)	会員	91,000	受講料には、テキスト代・資料代を含みます。
	会員外	130,000	
二級ガソリン	会員	58,600	受講料には、テキスト代・資料代を含みます。
	会員外	84,300	
三級ガソリン	会員	58,600	車体協の教科書が別途必要です。
	会員外	84,300	
自動車 車体	会員	59,000	車体協の教科書が別途必要です。

5. 講習日程予定

講習日程表は概ね下記の曜日を計画していますが、決定した講習日程表は受講者へ開講式の日にお渡しします。

- ①一級小型自動車（A課程） 原則 木曜日の30日間を予定
- ②二級ガソリン 原則 火、金曜日の20日間を予定（土曜日1日含む）
- ③三級ガソリン 原則 火、金曜日の20日間を予定
- ④自動車車体 原則 水、金曜日の20日間を予定（土曜日1日含む）

⑤ 講習時間 9：10～15：50（1日6時限）

⑥ 開講式・全課程 2019年5月9日（木）
受付8：30～8：45、開講式9：00

2級、3級ガソリンは、開講式終了後、講習を実施。
一級及び自動車車体課程は開講式のみを行った後、各課の予定等のオリエンテーションを実施します。

- ・一級小型自動車 修了式（予定） 2020年 3月 初旬
- ・二級か・三級か・車体 修了式（予定） 2019年 9月 下旬

6. 受講資格（実務経験は講習修了日までとする）

一級小型自動車 (A課程)	二級ガソリン及び二級ジーゼル整備士の両資格取得者で、いずれか一方の技能検定合格の日から自動車の整備作業に関して 3年以上の実務経験 を有する者
二級ガソリン	三級の技能検定に合格した者で技能検定合格の日から自動車の整備作業に関して 3年以上の実務経験 を有する者 (大学機械科卒1.5年、高校機械科卒2.0年)
三級ガソリン	自動車の整備作業に関して、 1年以上の実務経験 を有する者 (大学機械科卒0.5年、高校機械科卒0.5年)
自動車車体	車体整備作業に関して、 2年以上の実務経験 を有する者

7. 受講修了特典として各科目の検定実技試験が免除されます！

検定実技試験免除は、各科講習修了日より2年間を超えると無効になりますので、この期間内で登録学科試験を受験、合格した後、全部免除申請として国に申請し整備士資格を受けて頂くこととなります。

詳細は整備振興会、教育課までお問い合わせください。

8. その他

- ①本講習は検定試験の実技試験免除の講習です。
- ②受講者は、白色作業服を着用していただきます。
- ③デジタルサーキットテスタをご用意下さい（ポケット型は不可）

※自動車整備商工組合販賣課で下記の物を取り扱っています。

	金額（税込）
☆白色作業服	3,672円（S～3Lまで）
	3,953円（4L～BXL）
☆デジタルサーキットテスタ	7,200円

2019年度第1回自動車検査員教習について

自動車検査員資格を取得するための教習が、下記により実施されますのでお知らせします。

1. 受付期間 **5月7日（火）～20日（月）**
2. 教習日程 【事前説明会】 6月 6日（木） 15:00～
【教習】 6月10日（月）、14日（金）、17日（月）、18日（火）
9:00～17:00
3. 試問日 7月9日（火）
4. 教習受講資格
「指定自動車整備事業業務取扱要領」第10条に定める者（教習開始日の前日に
おいて、整備主任者（二級自動車シャシ整備士の技術検定のみに合格した者を除
く。）として1年以上（一級の自動車整備士の技能検定に合格した者にあっては、
6ヶ月以上）の実務経験を有する者）であって、次の各号の一に該当する者。
(1) 指定自動車整備事業の指定を受けている事業場に従事している者
(2) 指定自動車整備事業の指定を受けようとしている事業場に従事している者
(3) 上記(1)及び(2)に勤務を予定している者
なお、直近の整備主任者研修（平成30年11月実施）を受講していること
(4) 自動車検査員再教習受講通知を受けた者
5. 教習会場 (一社) 山梨県自動車整備振興会 研修センター
6. 申請書類 (1) 申請書2枚（申請書は振興会・指導教育部窓口に用意します。）
振興会ホームページ (<http://www.ams.or.jp>) の会員ページからもダウンロードできます。
(2) 写真 2枚 (4cm×3cm) 申請書に貼付
(3) はがき3枚（申請書の氏名・郵便番号・住所を記入）
(4) 自動車整備技能者手帳（法令研修の受講を確認します）
(5) 一級又は二級自動車整備士の合格証書番号が確認できる書類
7. 資料代 20,000円
※ 資料代は関係法令の改正等により追加・変更する場合があります。
※ 平成29年度第2回、平成30年度第1回、2回の教習を受講された方
で、今回試問のみを受験される方も必ず申請して下さい。
※ 詳細については、別途お知らせします。

自動車検査員教習特別講習会について

上記教習にあたり、合格に向けた特別講習会を開催致します。
試問合格率アップを目的とした勉強会ですので、自動車検査員教習の申請者には、受講をお勧めします。

1. 受付期間 **5月7日（火）～ 20日（月）**
2. 日 程 7月1日（月）・4日（木）・8日（月） 9:00～17:00
3. 講習場所 (一社) 山梨県自動車整備振興会 研修センター
4. 申請書類 自動車検査員特別講習受講申込書 1部
(検査員教習受講申請時に受講料を添えて併せてお申し込み下さい。)
5. 受 講 料 9,300円

ひき逃げ交通事故等の検査に関する情報提供ホームページをご確認ください

会員の皆様には、日頃より「ひき逃げ交通事故等の検査に関する情報提供」について、ご理解とご協力を頂いております。

各支部連絡網等による連絡の他、ホームページ並びに車検予約システムトピックス欄においても、同じく情報提供のお願いを掲載していますので、是非、定期的なご確認をよろしくお願ひいたします。



ワインチ運転者特別講習会について

車積載車に装備されるワインチを操作するためには、**労働安全衛生法第59条、規則第36条の規定**により「安全に関する特別教育」の受講が義務付けられています。

本講習は、ワインチを操作する際の基礎的な知識と注意点並びに関係法規の学科教育を行いますので、積載車の巻上げワインチを操作する方は、是非参加して下さい。

学科教育終了時に「巻上げ機（ワインチ）運転者特別教育 学科教育受講証明書」を交付させていただきますので、各事業場にて「巻上げ機の運転」「荷掛け及び合図」の実技教育（4時間）を実施後、事業場の実技を行った旨の証明をした「実技教育受講証明書」をお持ちいただければ、労働安全衛生法で定める「巻上げ機（ワインチ）の運転の業務に係る特別教育修了」を証明する修了証を発行します。

- ◇ 受付期間 **6月7日（金）**
- ◇ 講習日時 **6月24日（月）9：30～17：00**
- ◇ 講習場所 **（一社）山梨県自動車整備振興会 研修センター**
- ◇ 担当講師 **巻上げ機（ワインチ）運転者特別教育指導員講習を受講済みの教育課職員**
- ◇ 受講対象者 **事業場にワインチ付車積載車をお持ちで、**車積載車のワインチ操作を行う方****
- ◇ 募集定員 **50名（定員になり次第締切とします）**
- ◇ 受講料 **5,200円（テキスト代含む）**

ワインチ運転者特別教育受講申請書

認証番号	8 -	事業場名	
電話番号		FAX番号	
受講者名		生年月日	昭和 年 月 日 平成
車積載車登録番号			
備考			

2019年度第1回自動車整備技能認定資格教習について

1. 募集種目

自動車整備技術コンサルタント（一級自動車整備士）
自動車整備技術スーパーアドバイザー（二級自動車整備士）

2. 受講申込み

①申込期間 **4月26日（金）まで**

②受講申込み方法 受講申請書に必要事項を記入し教育課窓口までお申込み下さい。

3. 受講料

		本教習	認定資格 教習	認定 ツール代	申請 手数料	費用 合計
コンサルタント	新技術免除無し	不要	¥8,900	¥19,644	¥3,240	¥31,784
	新技術免除有り	不要	¥2,200	¥19,644	¥3,240	¥25,084
スーパー アドバイザー	新技術免除無し	¥12,000	¥8,900	¥19,644	¥3,240	¥43,784
	新技術免除有り	¥12,000	¥2,200	¥19,644	¥3,240	¥37,084

※「新技術免除有り」については、平成30年度直近の整備主任者（技術）研修を受講済みの方が対象となります。

なおご不明な方は教育課までご相談下さい。

※ 認定ツールとは、認定証書額縁付、認定バッヂ、認定看板額縁付（IDステッカー及び事業場名ステッカー1枚付）となります。

（認定看板にはIDステッカーが3枚まで貼付できますので、同一事業場で3名までの登録であれば認定看板1枚注文でも可能です。）

4. 予定講習日程

①コンサルタント及びスーパーアドバイザー

自動車新技術（免除無しの方のみ整備主任者技術研修と同等な内容を実施）

6月10日（月）9：00～16：00

認定資格教習

6月17日（月）13：00～16：00

②スーパーアドバイザー

スーパーアドバイザーベン教習

5月20日（月）9：00～16：00

5月27日（月）9：00～16：00

6月 3日（月）9：00～16：00

6月17日（月）9：00～12：00

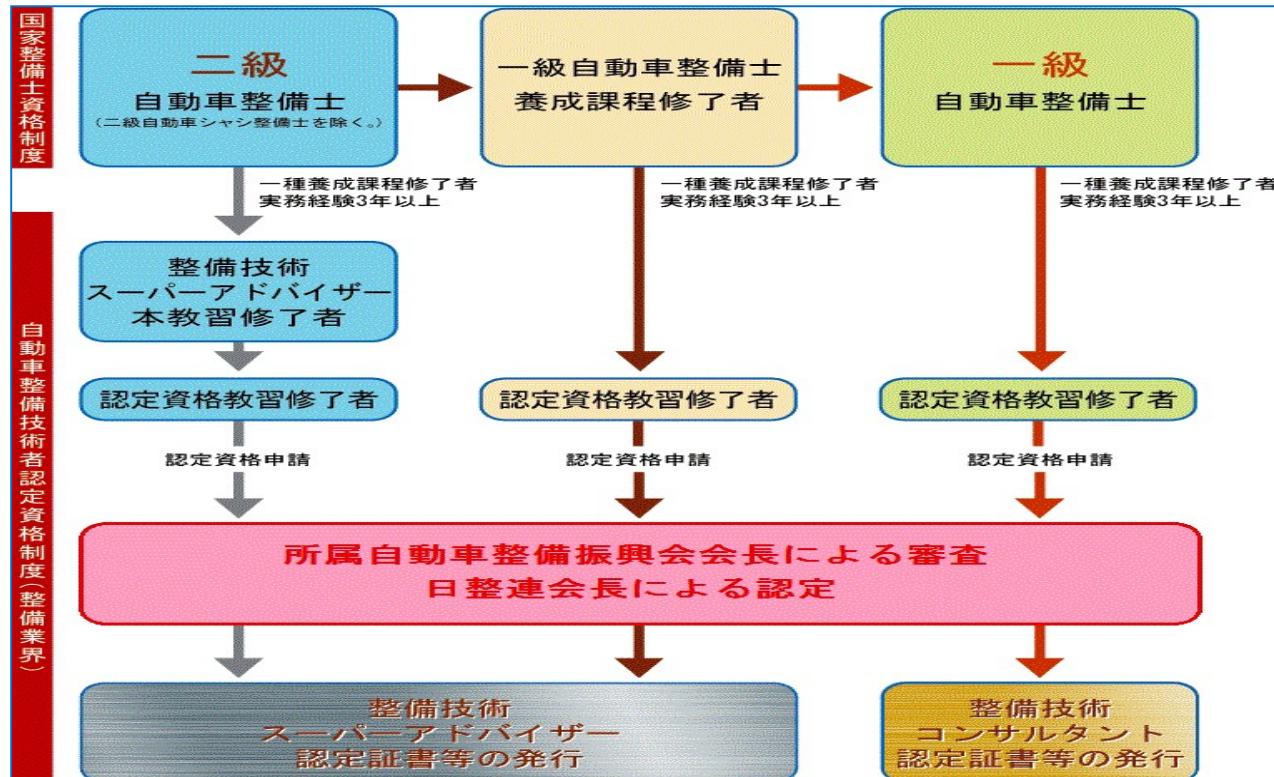
5. 受講資格

①コンサルタント

- (1) 一級自動車整備士
- (2) 山梨県自動車整備振興会会員の事業場に勤務されている方
- (3) 整備に該当する自動車運転免許証が有効な方（取り消し、停止中は不可）
- (4) 実務経験が3年以上の方

②スーパーアドバイザー

- (1) 二級自動車整備士
- (2) 山梨県自動車整備振興会会員の事業場に勤務されている方
- (3) 整備に該当する自動車運転免許証が有効な方（取り消し、停止中は不可）
- (4) 実務経験が3年以上の方



教 育 課

自動車整備技術認定資格取得ご希望の方は、下記にご記入の上、
教育課窓口にお申込み下さい。

なお、申込みは**4月26日（金）**までにお願いします。

お問い合わせ：教育課 055-262-4422

空欄にご記入下さい。また該当する□にレ点をお願いいたします。

認証番号	8 -	支部名	支 部
会社名			
氏名		フリガナ	
T E L	- - -	F A X	- - -
◆自動車整備士技能検定状況 並びに 整備主任者研修受講状況			
<input type="checkbox"/> 2級自動車整備士検定 合格者 (2級シャシ自動車整備士を除く)			
<input type="checkbox"/> 1級自動車整備士養成課程 修了者 (2級自動車整備士取得者のみ レ点して下さい)			
<input type="checkbox"/> 1級自動車整備士技能検定 合格者 (1級自動車整備士取得者のみ レ点して下さい)			
<input type="checkbox"/> 平成30年度整備主任者（技術）研修受講状況 平成 年 月 日 受講済み (注) 検査員研修を受講されていても、整備主任者研修を受講済みとは みなされないのでご注意下さい。			
<input type="checkbox"/> 整備主任者技術研修認定機関の指導員であり、技術研修の講師をしている。			
◆勤務状況、実務経験 並びに運転免許証の有効等			
<input type="checkbox"/> 山梨県自動車整備振興会の会員事業場に勤務している。 実務経験3年以上 <input type="checkbox"/> (但し一種養成課程修了者の実務経験は、当該自動車整備士技能検定 試験に合格した日から起算して3年以上)			
<input type="checkbox"/> 運転免許証を所有し、免許証が取消し、停止でないこと			

平成31年度自動車整備技能検定試験及び登録試験実施計画について

	《検定試験》	
	学科試験	実技試験
種目	二級自動車シャシ整備士	二級自動車シャシ整備士 (学科合格者対象)
受付期間	平成31年5月7日(火)～平成31年5月10日(金)	
学科試験日	平成31年7月24日(水)	
実技試験日		平成31年9月1日(日)

	《登録試験》		
	学科試験	実技試験	
第1回	種目	・二級ガソリン ・二級ジーゼル ・二級2輪 ・三級シャシ	・三級ガソリン ・三級ジーゼル ・自動車車体
	受付期間	平成31年8月5日(月)～平成31年8月9日(金) 実技試験受験手数料の納付期間 ※上記期間に申請し、学科合格後に実技を受験する者 平成31年10月28日(月)～平成31年11月1日(金)	
	学科試験日	平成31年10月6日(日)	
第2回	実技試験日		平成32年1月19日(日)
	種目	・一級小型(筆記・口述) ・二級ガソリン ・二級ジーゼル ・二級シャシ ・三級シャシ ・三級ガソリン	・三級ジーゼル ・三級2輪 ・自動車電気装置 ・自動車車体
	受付期間	平成32年1月20日(月)～平成32年1月24日(金) 実技試験受験手数料の納付期間 ※上記期間に申請し、学科合格後に実技を受験する者 平成32年6月1日(月)～平成32年6月5日(金)	
学科	試験日	学科・筆記 平成32年3月22日(日) 口述(口述は1級のみ) 平成32年5月10日(日)	
	実技試験日		平成32年8月23日(日)

四輪アライメント講習の開催について

自動車整備技術の向上を図るため、新実習場に設置しました四輪トータルアライメントテスタの操作説明を兼ねた3時間の講習会を下記のとおり実施致します。

アライメントテスタ利用要項に「本講習を修了した者」と位置付けていますので、事前の受講をお願い致します

- ◇ 講習日時 4月24日（水）受付は4月12日（金）まで
13:00～16:00
- ◇ 講習場所 (一社) 山梨県自動車整備振興会 実習場
- ◇ 担当講師 教育課講師
- ◇ 講習内容
 1. 機器取り扱い方法、操作説明
 2. 修正方法
 3. 記録、プリントアウト、質疑応答 他
- ◇ 募集定員 20名（定員になり次第締切とします。）
- ◇ 受講料 2,100円（資料代含む）
受講者の都合により未受講となった場合の受講料の返却はいたしません。



四輪アライメント講習

認証番号	8 -		
事業場名			
受講者名		生年 月日	昭和 平成 年　月　日

第132期技術講習所修了式の報告について

第132期技術講習所修了式が3月6日（水）に当会大講堂において行われ、2級ガソリン9名、3級ガソリン10名が修了されました。

関東運輸局山梨運輸支局長森下様、首席陸運技術専門官村松様を来賓に迎え、内藤教育委員長より、2級課程疋田圭佑さん、3級課程大久保亮士さんが代表して修了証書を受け取りました。

また、講習生を代表し2級課程の荒井英明さんから答辞があり、講師へのお礼、登録試験に向けて修了生全員が合格するよう努力するとの意気込みを述べました。



タイヤ空気充填特別講習の報告について

標記講習会は、3月4日（月）振興会研修センターにて3名の受講者にて開催しました。

本講習内容を再確認し、安全第一を常に心がけ、今後の作業を行われるようお願いします。



平成30年度第2回自動車検査員教習試問結果について

自動車検査員教習試問が2月5日（火）に実施され、その結果は次のとおりでした。

申請者数	受験者数	合格者数	合格率 (%)
26	25	21	84.0

平成30年度第2回自動車整備士技能登録試験について

標記登録試験が、3月24日（日）振興会研修センターにおいて実施されました。

申請者数、受験者数は次のとおりでした。

種 目	申 請 者	受 験 者
一級小型（筆記）	7	7
二級ガソリン	42	42
二級ジーゼル	23	23
三級 シャシ	1	1
三級ガソリン	14	13
自動車 車体	2	2
合 計	89	88

=業界情報=

元号が改められることに伴う自動車検査登録・整備等関係業務の取扱いについて

標記について、下記のとおり5月1日以後、元号は、「令和」を用いることとなりました。

これに伴う自動車検査登録・整備等関係業務の取扱いについて、下記によることとなった旨が、(一社)日本自動車整備振興会連合会から通知がありましたので、お知らせします。

1. 概要

天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成二十九年法律第六十三号）及び天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行期日を定める政令（平成二十九年政令第三百二号）により、平成31年4月30日に天皇陛下が御退位され、翌5月1日に皇太子殿下が直ちに御即位されることになります。

皇位の継承に伴い、元号を改める政令が公布されることにより、本年5月1日より元号が「平成」から新元号へ変わることとなります。検査登録・整備業務等において、既に交付されている証明書やこれから申請に用いる書面等に記載する元号の取扱いを定め、検査登録・整備業務等が混乱することなく円滑に行われるようとするためのものです。

2. スケジュール

公布：平成31年4月1日（元号の公表された日）

施行：平成31年5月1日